

## パソコン等の端末機を使用した依頼にもとづく振込・振替取引規定

### 1. (取引の範囲)

- (1) パソコン等の端末機を使用した依頼にもとづく振込・振替取引（以下「本サービス」といいます。）は、依頼人自らが占有・管理する端末機（以下「使用端末機」といいます。）によって、次の振込・振替取引を依頼する場合に利用できるものとします。  
依頼日当日に、あらかじめ依頼人が指定した依頼人名義の預金口座（以下「支払指定口座」といいます。）から振込資金または振替資金（以下、「振込・振替資金」といいます。）を引落しのうえ、依頼人が指定した当社または他の金融機関の国内本支店の預金口座（以下「入金指定口座」といいます。）あてに振込通知を発信し、または振替の処理を行う取引  
依頼日の翌営業日以降依頼日から 1 か月以内の営業日で依頼人が指定する日（以下「振込・振替指定日」といいます。）に、支払指定口座から振込・振替資金を引落しのうえ、入金指定口座あてに振込通知を発信し、または振替の処理を行う取引（以下「振込・振替予約」といいます。）
- (2) 前項における入金指定口座の指定は、あらかじめ依頼人が届出る方式により行うものとします。ただし振込・振替予約の場合には、都度依頼人が指定する方式（以下「都度指定方式」といいます。）により行うこともできます。
- (3) 第 1 項の振込・振替取引は、次の各号の区分により取扱います。  
支払指定口座と入金指定口座とが同一店内にない場合、または支払指定口座と入金指定口座とが同一店内にあっても名義が異なる場合には、「振込」として取扱います。  
支払指定口座と入金指定口座とが同一店内にあり、かつ同一名義の場合には、「振替」として取扱います。

### 2. (振込・振替取引の依頼)

- (1) 本サービスの利用時間は、当社所定の時間内とします。
- (2) 本サービスによる 1 回あたりの振込金額または振替金額（以下「振込・振替金額」といいます。）は、原則、あらかじめ依頼人が指定した金額の範囲内とします。ただし、これらの金額は当社所定の金額の範囲内とします。
- (3) 本サービスによる振込・振替取引を依頼する場合には、あらかじめ当社が指定した電話番号あてに送信を行い、入金指定口座の登録番号（都度指定方式のときは、入金指定口座のある金融機関名・支店名および当該口座の名義・預金種目・口座番号）、支払指定口座の加入者番号、振込・振替金額、振込・振替用暗証番号その他の所定の事項を使用端末機によって、当社所定の方法により入力して下さい。振込・振替予約の場合には、振込・振替指定日も入力して下さい。当社は、入力された事項を依頼内容とします。
- (4) 当社で受信した振込・振替用暗証番号と届出の振込・振替用暗証番号との一致を確認した場合には、依頼内容を返信しますので、これを確認のうえ、最終承認暗証番号または確認コードを使用端末機によって入力して下さい。都度指定方式の場合には、確認暗証番号も入力して下さい。

### 3. (振込・振替契約の成立等)

- (1) 依頼内容は、当社が受信した振込・振替用暗証番号、最終承認暗証番号および都度指定方式の場合の確認暗証番号（以下これらを「暗証番号」といいます。）と届出の暗証番号との一致を確認するとともに、確認コードを受信した時点で確定するものとします。当社が暗証番号の一致を確認して取扱いましたうえは暗証番号につき不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

- (2) 依頼内容が確定したときは、その旨の通知を依頼人に送信しますので、確認してください。この通知が届かない場合には、直ちに当店に照会してください。この照会がなかったことによって生じた損害については、当社は責任を負いません。
- (3) 当社は、依頼内容確定時（ただし、振込・振替予約の場合には、振込・振替指定日の前営業日の当社所定の時刻）に、振込・振替資金、振込手数料（第7条第2項ただし書きの方法により支払うものを除きます。）（以下「振込・振替資金等」といいます。）を、普通預金規定（信託総合口座取引規定を含みます。）・通知預金規定・当座勘定規定またはカードローン関係規定にかかわらず、預金通帳・払戻請求書または当座小切手なしで支払指定口座から自動的に引落します。
- (4) 振込・振替契約は前項に規定する振込・振替資金等を当社が支払指定口座から引落したときに成立するものとします。
- (5) 前項により振込・振替契約が成立したときは、当社は、依頼内容にもとづいて振込通知を発信し、または振替の処理を行います。

#### 4.（振込・振替予約における振込・振替資金等の引落し不能の場合の取扱い）

振込・振替予約の場合には、当社は、前条第2項に規定する依頼内容の確定の通知を送信していても、前条第3項に規定する振込・振替資金の引落しができないときは、その依頼がなかったものとして、振込・振替の取扱いはしません。この場合、当社は、依頼人に対し振込・振替資金等の引落し不能の旨の通知は、原則しません。

#### 5.（依頼内容の変更・組戻し）

- (1) 振込取引において、依頼内容の確定後にその依頼内容を変更する必要がある場合には、当該取引の支払指定口座がある当社本支店の窓口において次の訂正手続きにより取扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名または振込金額を変更する場合には、次項に規定する組戻しの手続きにより取扱います。

訂正の依頼にあたっては、当社所定の訂正依頼書に、当該取引の支払指定口座にかかる届出書の印章（以下「届出の印章」といいます。）により記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当社所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

当社は、訂正依頼書に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
- (2) 振込取引において、依頼内容の確定後にその依頼内容を取りやめる場合には、当該取引の支払指定口座がある当社本支店の窓口において次の組戻しの手続きにより取扱います。

組戻しの依頼にあたっては、当社所定の組戻依頼書に、届出の印章により記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当社所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

当社は、組戻依頼書に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。

組戻された振込資金は、組戻依頼書に指定された方法により返却します。現金で返却を受けるときは、当社所定の受取書に届出の印章により記名押印のうえ、振込金受取書等とともに、提出してください。この場合、当社所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
- (3) 前2項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正または組戻ができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。
- (4) 訂正依頼書または組戻依頼書等に使用された印影と届出の印鑑とを相当の注意を持って照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当社は責任を負いません。
- (5) 振替取引の場合には、依頼内容の確定後は依頼内容の変更または依頼のとりやめはできません。

6. (使用端末機による依頼内容の変更・組戻し)

- (1) 振込・振替予約の場合には、依頼内容の変更または取りやめを行うときは、前条に規定する方法のほか、振込・振替指定日の前営業日までに限り、使用端末機によって当社所定の方法により行うことができます。
- (2) 前項の使用端末機による依頼内容の変更または依頼の取りやめの取扱いについては、第3条第1項の規定を準用します。

7. (手数料等)

- (1) 本サービスの利用に際しては、当社所定の基本手数料をいただきます。基本手数料は、当社所定の日に預金通帳・払戻請求書または当座小切手なしで、あらかじめ依頼人が指定した基本手数料引落口座から自動的に引落します。
- (2) 本サービスによる振込の受付にあたっては、当社所定の振込手数料をいただきます。ただし、その支払については、当社所定の日に一括して引落す方法によることができます。
- (3) 第5条第2項に規定する組戻しの受付にあたっては、当社所定の組戻手数料をいただきます。この場合前項の振込手数料は返却しません。ただし、組戻しができなかったときは、組戻手数料は返却します。

8. (取引内容の確認)

- (1) 本サービスによる振込・振替取引の内容は、使用端末機により、当社所定の期間・方法によって照会することができます。
- (2) 当社は、毎月の振込・振替取引(振込・振替予約、都度指定方式を含みます。)について、当社所定の日までにその明細を記載した通知を発信しますので、取引内容を確認してください。
- (3) 前2項の場合において取引内容に相違がある場合、または前項の場合において通知が届かないときは、ただちにその旨を当店に連絡してください。
- (4) 依頼人と当社の間で取引内容について疑義が生じた場合には、当社が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱います。

9. (届出事項の変更等)

- (1) 暗証番号、支払指定口座、印章、名称、商号、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2) 前項の届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。
- (3) 第1項による届出事項の変更の届出がなかったために、当社からの通知または送付する書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

10. (災害等による免責)

次の各号の事由により振込・振替金の入金不能、入金遅延があっても、これによって生じた損害については、当社は責任を負いません。

災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき  
当社または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピューター等に障害が生じたとき  
当社以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき

11. (解約等)

- (1) 本サービスの利用契約(以下「この契約」といいます。)は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当社に対する解約の通知は書面によるものとします。

- (2) 当社が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (3) 依頼人に次の各号の事由が一つでも生じた場合において、当社がこの契約を解約するときは、当社が依頼人にその旨の通知を発信した時に解約されたものとします。
  - 支払の停止または破産、和議開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立があったとき
  - 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
  - 住所変更の届出を怠るなど依頼人の責に帰すべき事由によって、当社において依頼人の所在が不明となったとき
- (4) この契約が解約等により終了した場合には、その時まで振込・振替の処理が完了していない取引の依頼については、当社はその処理をする義務を負いません。

#### 12. (関係規定の適用・準用)

- (1) この規定に定めのない事項については、普通預金規定(信託総合口座取引規定を含みます。)、納税準備預金規定、通知預金規定、定期預金規定、当座勘定規定、当座勘定貸越約定書、貸付信託約款、金銭信託契約条項およびカードローン関係規定により取扱います。
- (2) 振込規定に関する振込通知の発信後の取扱いでこの規定に定めのない事項については、振込規定を準用します。

#### 13. (契約期間)

この契約の当初契約期間は、契約日から起算して1年間とし、契約期間満了日までに依頼人または当社から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

以上